

令和7年12月

【フラット35】地域連携型
連携先地方公共団体の皆さま

独立行政法人住宅金融支援機構
個人営業企画部

【フラット35】地域連携型における二地域居住について（情報提供）

日頃より【フラット35】地域連携型を通じた弊機構（支店等）との連携に関してご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第31号。いわゆる「二地域居住促進法」）が施行され、二地域居住促進のための計画制度や協議会制度、二地域居住等支援法人の指定制度が創設される等、国が推進する「地方創生」の一環の取組みである二地域居住の促進について、広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが求められているところです。

つきましては、二地域居住を推進する施策の一環として【フラット35】地域連携型の活用をご検討いただきたく下記のとおりご案内いたしますので、貴団体の業務のご参考に願います。

弊機構では、今後も地方公共団体の皆さまの地域の特性を踏まえた住まいづくり等に関する取組を支援して参ります。今後とも引き続き連携の程、よろしくお願ひいたします。

記

1. 【フラット35】を活用した二地域居住推進の取組

弊機構では、生活の拠点としている現在の住まいの他に、二地域居住先で自ら利用（居住）する住宅（セカンドハウス）を取得する際に利用可能な【フラット35】の提供を通じて、二地域居住を指向されるお客様の住宅取得を支援しています。

また、【フラット35】地域連携型においても「U.I.Jターン」、「空き家対策」等の政策分野において、地方公共団体による二地域居住に資する住宅の取得に対する財政的支援と併せて【フラット35】の金利を引き下げる旨の連携をさせていただくことで、地域特性を踏まえた二地域居住推進の取組を支援しています。

＜添付書類＞

【フラット35】二地域居住関連資料

2. お問合せ先

詳細は、弊機構（本店）の以下の連絡先までお気軽にお問い合わせ願います。

＜連絡先＞

住宅金融支援機構 個人営業企画部営業企画グループ（担当：鈴木・高橋）

TEL：03-5800-8448 メールアドレス：chiikishien_1g@jhf.go.jp

【フラット35】セカンドハウス の概要

＜制度概要＞

生活の拠点としている現在の住まいの他に、週末などに自ら利用（居住）する住宅を取得する際にもフラット35が利用可能（利用いただける方、対象となる住宅、融資額、融資期間等の融資条件は、通常のフラット35と同じ）。

【フラット35の融資実行実績（件数）】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年	2025年度
フラット35全体	92,407	85,674	89,356	83,488	71,788	54,420	33,108	27,917	16,212
うちセカンドハウス	1,927	1,721	1,535	1,218	1,218	1,153	949	1,041	601
シェア	2.1%	2.0%	1.7%	1.5%	1.7%	2.1%	2.9%	3.7%	3.7%

※ 2025年度は9月末現在の件数

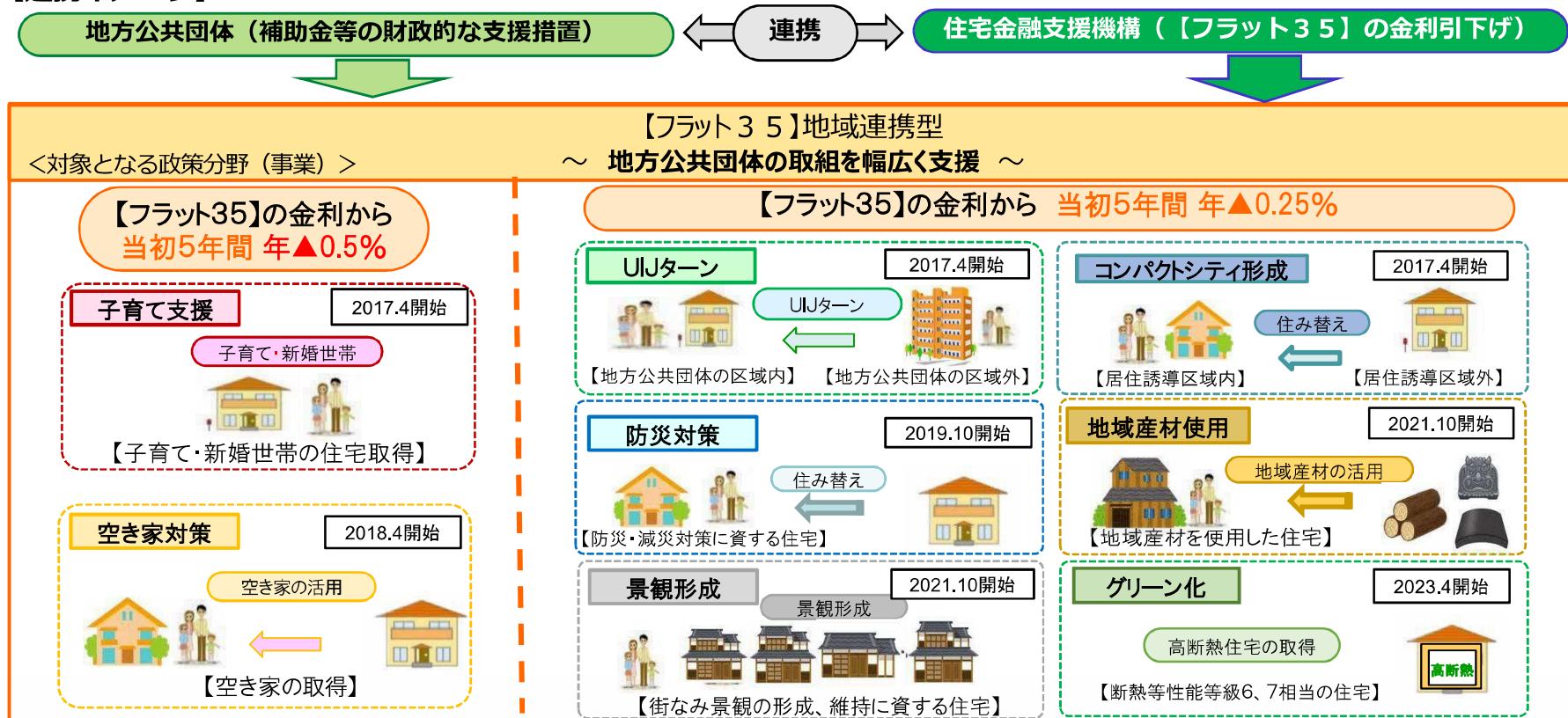
【フラット35】地域連携型の概要

- 子育て支援等の施策を積極的に実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援と併せて、【フラット35】の金利を引き下げるにより、地方公共団体の地域特性を踏まえた住まいづくり・まちづくり等に関する取組を支援

【主な要件】

- 国の計画・方針等に沿った地域の住宅政策課題を解決するための施策であること
- 地方公共団体において、住宅の建設・購入・改良に対して、一定の補助金等の財政的支援を行うものであること

【連携イメージ】



その他、地方公共団体による「地方移住金」とのセットでフラット35の金利を当初5年間年▲0.6%引き下げる
「【フラット35】地方移住支援型」を2019.10開始



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構